

帝塚山大学学則

制 定 昭和39年1月25日

最近改正 令和7年4月1日

目次

第1章	総則・・・・・・・・・・・・・・・・	第1条～第3条の3
第2章	組織・・・・・・・・・・・・・・・・	第4条～第6条
第3章	教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・	第7条～第12条の3
第4章	試験及び学修評価・・・・・・・・	第13条～第15条
第5章	修業年限及び卒業・・・・・・・・	第16条～第19条
第6章	学年，学期，授業期間及び休業日・・・・・・・・	第20条～第22条
第7章	入学，編入学，休学，復学，退学，除籍，再入学，転学，転学部・転学科及び留学・・・・・・・・	第23条～第35条
第8章	学費その他・・・・・・・・・・・・・・・・	第36条
第9章	職員組織・・・・・・・・・・・・・・・・	第37条・第38条の2
第10章	教授会・・・・・・・・・・・・・・・・	第39条～第44条
第11章	大学協議会及び委員会・・・・・・・・	第45条～第50条
第12章	科目等履修生，聴講生，特別聴講学生，研究生，研修生，交換留学生及び外国人留学生・・・・・・・・	第51条～第56条
第13章	学生の賞罰・・・・・・・・・・・・・・・・	第57条～第60条
第14章	図書館・・・・・・・・・・・・・・・・	第61条
第15章	情報教育研究センター・・・・・・・・	第62条
第16章	外国人留学生センター・・・・・・・・	第63条
第17章	雑則・・・・・・・・・・・・・・・・	第64条
第18章	学則改廃・・・・・・・・・・・・・・・・	第65条
附 則		